

中小企業省力化投資補助事業に係るリース料軽減計算書の確認要領

2024年12月12日
公益社団法人リース事業協会

1. 目的

中小企業省力化投資補助事業に係るリース料軽減計算書の確認要領（以下「確認要領」という。）は、令和5年度補正予算等により実施される中小企業省力化投資補助事業の交付申請に際して、補助対象者・販売事業者・リース事業者が共同で申請する場合に添付するリース料軽減計算書の調査及び確認に必要な事項を定めることにより、中小企業省力化投資補助事業の適正な運用に寄与することを目的とする。

2. 定義

この確認要領で用いる用語の定義は、中小企業省力化投資補助事業の交付規程及び公募要領その他の関係書類（以下「交付規程等」という。）に準じるほか、以下のとおりとする。

(1) 補助対象者

交付規程等に定める補助対象者をいう（リース事業者は含まない）。

(2) 補助事業者

中小企業省力化投資補助事業による補助金（以下「補助金」という。）の交付決定を受けた補助対象者をいう。

(3) 対象設備

補助事業者が選定した省力化製品であって、補助事業者とリース事業者との間で締結するリース契約により、当該製品を当該リース事業者が当該補助事業者に代わって販売事業者から購入し、当該補助事業者がリース期間にわたって使用する省力化製品をいう。

(4) 会員会社

補助事業者に対して対象設備を賃貸するリース事業者（補助対象者に賃貸を予定しているリース事業者を含む。以下同じ。）であって、当協会の正会員又は賛助会員である者をいう。

(5) 非会員会社

補助事業者に対して対象設備を賃貸するリース事業者であって、当協会の正会員又は賛助会員でない者をいう。

(6) リース料軽減計算書

会員会社又は非会員会社（以下「会員会社等」という。）が補助対象者に対して交付する書面であって、補助金によりリース料を軽減する旨及び当該補助金を控除したリース料総額等が記載された書面（様式第1）をいう（以下、この書面のことを「軽減計算書」という。）。

(7) 軽減計算書の調査及び確認

当協会が、軽減計算書について、リース料総額から補助金の額が控除されていること等を調査及び確認することをいう。

3. 誓約書の事前提出等

- ① 軽減計算書の調査及び確認を希望する会員会社は、補助対象者に軽減計算書を発行する前までに、当協会に対し、誓約書（様式第2-1）により、補助金を控除したリース料を算定することの誓約及び必要な事項を届け出るものとする。当該誓約書で届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書（様式第2-2）を当協会に届け出るものとする。
- ② 当協会は、前項の誓約書を受領した後、当該誓約書を提出した会員会社のリース取引の実績等を調査することができ、この調査の結果、当該会員会社がリース事業及び補助金に係る事務が適正に行われる見込みがない等の事由が認められる場合は、当協会の判断により、当該会員会社からの軽減計算書の調査及び確認の申請を拒むことができる。

4. 軽減計算書の調査及び確認

(1) 会員会社

- ① 上記3. により届出を行った会員会社は、補助対象者に軽減計算書を発行する場合、あらかじめ当協会に対し、軽減計算書1通にリース料見積書の写し又はリース契約書(案)の写し、物件見積書の写し、軽減計算書の調査及び確認申請書（様式第3-1）を添えて、当該軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。この手続きは、電磁的方法により行うことができる。
- ② 当協会は、当該軽減計算書の内容を調査及び確認し、内容に問題がないと判断した場合には、当該軽減計算書に確認番号を記載するとともに確認印を押印し、当該会員会社に対して当該軽減計算書を返送する。

(2) 非会員会社

- ① 軽減計算書の調査及び確認を希望する非会員会社は、補助対象者に軽減計算書を発行する場合、あらかじめ当協会に対し、軽減計算書1通にリース料見積書の写し又はリース契約書(案)の写し、物件見積書の写し、誓約書並びに軽減計算書の調査及び確認申請書（様式第3-2）、以下の1)から7)までの書類（以下「申請書添付書類」という。）を添えて、当該軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。

<申請書添付書類>

- 1) 定款
- 2) 登記事項証明書（全部事項証明かつ履歴事項証明）
- 3) 過去3期分の計算書類及び事業報告書
- 4) 全役員の略歴書
- 5) リース契約書及び注文書・注文請書の様式
- 6) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る社内規程の写し
- 7) その他当協会が必要と認める書類

- ② 当該非会員会社の申請が2回目以降となる場合は、当協会の判断により、申請書添付書類の全部又は一部を免除することができる。
- ③ 当協会は、当該非会員会社がリース事業及び補助金に係る事務が適正に行われると認められた場合に、当該軽減計算書の内容を調査及び確認し、当該軽減計算書に確認番号を記載するとともに確認印を押印する。
- ④ 当協会は、当該非会員会社が9. に定める手数料の支払いをした後、当該非会員会社に対して当該軽減計算書を返送する。
- ⑤ 当協会は、当該非会員会社について、リース事業及び補助金に係る事務が適正に行われる見込みがない等の事由が認められる場合は、当協会の判断により、当該非会員会社の軽減計算書の調査及び確認を拒むことができる。この場合において、手数料の返金は行わないものとする。

(3) 軽減計算書の調査及び確認の日程

軽減計算書の調査及び確認の日程は、補助金の公募期間に応じて、当協会が設定し、会員会社に通知するとともに、当協会のホームページ等で公開する。

5. 軽減計算書の再提出

当協会は、軽減計算書の内容に不備があると認められた場合は、当該軽減計算書を作成した会員会社等に対し、当該軽減計算書の再提出を求めることができる。この場合、当該会員会社等は、当協会に対し、当該軽減計算書を補正して再提出しなければならない。

6. 虚偽記載の禁止

- ① 会員会社等は、軽減計算書に虚偽の記載をしてはならない。
- ② 軽減計算書に虚偽の記載があることが判明した場合、当協会は当該軽減計算書の確認を取り消すとともに、以後、当該軽減計算書を発行した会員会社等からの軽減計算書の調査及び確認の申請を拒むことができる。また、確認を取り消した軽減計算書に係る手数料の返金は行わないものとする。

7. 軽減計算書の修正

会員会社等は、以下のいずれかに該当する場合、当協会に対し、上記4. に準じて、軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。

- ① 軽減計算書に記載された従業員数等の記載内容に誤りがあった場合
- ② 補助金の交付決定後、補助事業者が計画変更等をした場合であって、補助事業者が発行した軽減計算書の内容を変更する必要がある場合
- ③ リース期間満了までの間に、リース料を変更する場合

8. 不適正な軽減計算書の取扱い

- ① 当協会は、軽減計算書の内容を調査及び確認した結果、内容に問題があると判断した場合は、当該軽減計算書の確認を拒むとともに、会員会社等に対して、その理由を確認する。
- ② 会員会社等は、上記①の確認を受けた場合、速やかに、代表者名による理由書を作成

して、当協会に提出するものとする。

- ③ 当協会は、当該理由書を補助金に関わる関係省庁及び補助事業実施事務局（以下「関係省庁等」という。）に通知するとともに、当協会の判断により、当該会員会社等に対して改善要請等を行うことができる。

9. 手数料

会員会社等は、自らが負担して、以下の手数料及び消費税等額を当協会に支払うものとする。

種別	軽減計算書1件当たりの手数料 (消費税等額を除く。)	手数料の支払時期
正会員	800円	当協会において別途定める時期に支払う
賛助会員	2,100円	
非会員	(初回の申請) 12,000円 (2回目以降の申請) 7,000円	調査及び確認の申請ごとに支払う

10. その他

(1) 確認要領の施行時期

本確認要領は、2024年12月12日から施行する。

(2) 調査研究の実施

- ① 当協会は、会員会社等から提出を受けた軽減計算書の写し及びリース料見積書の写し等の添付書類を保管し、これらに基づき、補助金に関する調査研究を行い、その結果を公表する。
- ② 当協会は、この調査研究に際して、計数的に分析を行うこととし、個別取引は公表しないものとする。
- ③ 会員会社等は、当協会に提出する軽減計算書及びリース料見積書の写し等の添付書類について、当協会の調査研究に用いることを予め承諾するものとする。

(3) 免責事項

- ① 当協会が行う軽減計算書の調査及び確認は、関係省庁等並びに当協会が会員会社等に対して、補助金の交付決定及び軽減計算書に記載された補助金の交付を確約するものではない。
- ② 関係省庁等及び当協会は、会員会社等と補助対象者若しくは補助事業者又はサプライヤーとの間で、軽減計算書に係るリース契約及び軽減計算書の記載内容に関する紛争等が生じた場合、一切の責任を負わない。

(4) 機密保持

当協会の事務局職員は、関係省庁等から照会があった場合を除き、その事務によって知

り得た情報を第三者に提供してはならない。

(5) 確認記録の保存・廃棄

当協会は、上記4.により軽減計算書を調査及び確認した場合は、軽減計算書の写し等の関係書類を調査及び確認日から10年間保存し、保存期間を経過した書類について、適正かつ確実に廃棄しなければならない。

(6) 確認要領の改正等

当協会が確認要領を改正する場合は、関係省庁等と協議をするものとする。また、確認要領の実施に必要な事項は、補助金に係るリース料軽減計算書作成の手引きに定める。

以上

リース料軽減計算書

年 月 日

(補助事業者名)

株式会社●●●
代表者氏名

(会員会社等名) □□□リース株式会社
代表者氏名

当社が中小企業省力化投資補助事業による補助金の交付を受けた場合、下記のとおり、貴社と締結するリース契約において、リース料総額から当該補助金を控除することにより、リース料を軽減します。

記

(消費税額等除く)	中小企業省力化投資補助事業を活用した場合のリース料総額	補助事業を活用しなかった場合のリース料総額
リース料総額 A + B	円	円
うち対象設備の金額	円	円
うち補助金額	円	
うち自己資金 A	円	円
金利・保険料等 B	円	円

(補助金額の計算等)

従業員数 <small>注)補助事業者の従業員数に○を付してください。</small>		
5人以下	6～20人以下	21人以上
(補助金額の計算・備考)		

販売事業者名 (カタログ登録された者に限る)	
省力化製品カテゴリ名 (カタログ登録された製品カテゴリに限る)	
法定耐用年数 (リース期間)	年 (年リース)
取得予定年月	〇〇年〇月

- *1 確定した補助金額が上記金額と異なる場合は、リース料総額を変更することがあります。
- *2 リース契約が終了するまで保存してください。
- *3 金額は販売事業者が発行した見積書に記載された金額を使用しています。

上記内容の確認印

(公社)リース事業協会は本申請書に記載された内容及び添付書類を元に確認を行っており、従業員数等の申告情報に誤りがあった場合は別途補助金事務局から補助金申請の差し戻しを受ける場合があります。本確認を以て補助金の申請が全て問題なく進むとは限らないことにご留意いただくとともに、補助金事務局から差し戻しがあった際は、リース料軽減計算書の再確認が必要となりますので、記載内容に誤りが無いか共同申請を行う中小企業等とも良くご確認の上で提出ください。

様式第2-1 誓約書 (会員会社用)

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名 _____
(会員コード _____)
(法人番号 _____)
代表者氏名 _____ 印

誓約書

当社は、中小企業省力化投資補助事業による補助金の交付を受けた場合、当該補助金部分をユーザーに提示するリース料に確実に反映するとともに、中小企業省力化投資補助事業に係るリース料軽減計算書の確認要領を遵守してリース料軽減計算書を発行することを誓約します。

併せまして、リース料軽減計算書に関する責任者を下記のとおり届け出ます。

記

<責任者>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス
住所 (本社住所と異なる場合のみ記載)	

※上記責任者に対し、当協会事務局からリース料軽減計算書の内容の照会等を行うとともに、確認後のリース料軽減計算書を送付する。

以上

様式第2-2 変更届出書 (会員会社用)

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名 _____
(会員コード _____)

変更届出書

リース料軽減計算書に関する責任者を下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

<変更後の責任者>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス
住所 (本社住所と異なる場合のみ記載)	

以上

様式第3-1 軽減計算書の調査及び確認申請書（会員会社用）

中小企業省力化投資補助事業

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名 _____
(会員コード _____)

リース料軽減計算書の調査及び確認申請書

別添のとおり、リース料軽減計算書を作成しましたので、調査及び確認くださいますようお願い致します。

記

<確認項目>

*リース料軽減計算書を当協会宛に送付する前に、以下の項目を必ず確認してください。

項目	確認欄
1. 本申請書に添付する書類に記載漏れ又は不足がないか。 ①リース料軽減計算書 ②リース料見積書の写し又はリース契約書（案）の写し ③物件見積書の写し	
2. カタログに登録されたリース物件及びサプライヤーである。	
3. 補助金額について、交付要綱等を参照して記載した。	

※確認後、確認欄に○印を付してください。

<責任者氏名>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス

様式第3-2 誓約書並びに軽減計算書の調査及び確認申請書（非会員会社用）

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会社名
 (法人番号)

代表者氏名 印

誓約書並びにリース料軽減計算書の調査及び確認申請書

当社は、中小企業省力化投資補助事業により補助金の交付を受けた場合、当該補助金部分をユーザーに提示するリース料に確実に反映するとともに、当該補助事業に係る確認要領を遵守してリース料軽減計算書を発行することを誓約します。併せまして、リース料軽減計算書に関する責任者を下記のとおり届け出ます。

リース料軽減計算書の調査及び確認を受けるに際して、貴協会に対し、別紙及び添付書類により当社の概況をお届けするとともに、当社及びすべての役員並びに主要株主が下記の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

記

<反社会的勢力の定義>

- ◆暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）及び次の各号のいずれかに該当する者。
1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

<確認項目>

*リース料軽減計算書を当協会宛に送付する前に、以下の項目を必ず確認してください。

項目	確認欄
1. 本申請書に添付する書類に記載漏れ又は不足がないか。 ①リース料軽減計算書 ②リース料見積書の写し又はリース契約書（案）の写し ③物件見積書の写し	
2. カタログに登録されたリース物件及びサプライヤーである。	
3. 補助金額について、交付規程等を参照して記載した。	

※確認後、確認欄に○印を付してください。

<責任者氏名>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス

※上記責任者に対し、当協会から貴社の概況及びリース料軽減計算書の内容の照会等を行うとともに、確認後のリース料軽減計算書を送付する。

申請者の概要

年 月 日作成

会社名				
代表者氏名				
住 所 (本社・本部の所在地)	〒 -	TEL.	- -	
		FAX.	- -	
関係書類の送付先が 本社住所と異なる場 合のみ記載	(関係書類送付先住所)			
設立年月日及び リース事業の開始年 月日	設立年月日	年 月 日	リース事業の 開始年月日	年 月 日
従 業 員 数	人 (うちリース事業部門 人)			
資本金・株式数	資本金	百万円	発行済株式数	千株
主要株主				
最近3年間の リース事業実績	()年度 (/ ~ /)	()年度 (/ ~ /)	()年度 (/ ~ /)	
リース料収入	百万円	百万円	百万円	百万円
リース取扱高	百万円	百万円	百万円	百万円
リース債権残高	百万円	百万円	百万円	百万円
リース投資資産残高	百万円	百万円	百万円	百万円
賃貸資産残高	百万円	百万円	百万円	百万円
主要資金調達先 (上位3金融機関等)				

<添付書類>

- ① 定款
- ② 登記事項証明書（全部事項証明かつ履歴事項証明）
- ③ 過去3期分の計算書類及び事業報告書
- ④ 全役員の略歴書
- ⑤ リース契約書及び注文書・注文請書の様式
- ⑥ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る社内規程の写し
- ⑦ その他当協会が必要と認める書類